

別添2 各移転料の支払いの考え方について

区分	単価（税込）	数量	考え方	証跡	支払い時期	
動産移転料	132,000 円	1 式	• 世帯規模に関係なく各戸に定額払い。	不要	仮移転・本移転・退去の前に支払う。	
移転雑費	移転雑費基本料	82,000 円	1 式	• 世帯規模に関係なく各戸に定額払い。	不要	仮移転・本移転・退去の終了後に支払う。
	設備等移設費					
	電話移設費	11,000 円	台	• 数量に応じて支払い。 (固定電話のみ。携帯電話は含まない。)	領収書提出	
	エアコン移設費	19,000 円	台	• 数量に応じて支払い。	領収書提出	
	ガス湯沸器移設費	14,400 円	台	• 数量に応じて支払い。	領収書提出	
ガス湯沸器撤去処分費	3,000 円	台	• 数量に応じて支払い。	領収書提出		
民間住宅移転支援金	714,000 円	1 式	• 退去者のうち対象者に定額払い。	賃貸借契約書の写し等	退去の終了後に支払う。	

仮移転・本移転（退去）を行う入居者は、移転料請求書（移転雑費）及び仮移転又は本移転を実施したことを証する領収書並びに移転完了届を提出する。設備等移設費については、領収書の添付が無い場合は支払いの対象外となる。

単価は消費税及び地方消費税 8%を乗じている。